

林政審議会 議事録

1 日時及び場所

平成23年9月8日（木曜日）13：10～15：10

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

所在地：東京都 千代田区 霞ヶ関1-2-1

2 出席者

・委 員（敬称略）

井上篤博、岡田秀二、加賀谷廣代、葛城奈海、金井久美子、黄瀬稔、
合原眞知子、佐川文教、鮫島正浩、島田俊光、島村元明、田中里沙、
藤野珠枝、前田穂、安成信次、横山隆一

・林野庁

3 議 事

（1）平成22年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況
について（諮問・答申）

（2）平成22年度国有林野事業特別会計の決算概要について（説明事項）

（3）その他

○三浦林政課長 お待たせいたしました。ただいまから「林政審議会」を開催いたします。

まず初めに、定足数について御報告いたします。本日は委員 20 名中 16 名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

それでは、岡田会長、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 それでは、始めたいと思います。本当にお忙しいところ、このようにお集まりをいただきましてありがとうございます。

今日は森本政務官に御出席をいただきました。まず初めに政務官からごあいさつをお願いしたいと思います。

○森本政務官 皆さん、こんにちは。このたび政務官を仰せ付かりました森本哲生でございます。

今日は大変お忙しい中、この林政審議会に御出席をいただきましたことに心より厚く御礼を申し上げます。

また、この 12 号につきましては皆様方各地で大変な被害に遭われて、先般私自身も和歌山の方に行ってまいりました。実際に現場で亡くなられた方々や、私が訪れた地域の中で土砂に埋もれて発見ができないという方もいました。黙祷をささげながら、また、御冥福をお祈りして、多くの方々が 1 日も早く元気になっていただけるようお見舞いも申し上げてきたところでございます。

今、森林を取り巻く環境というものが非常に厳しい状況になっておりまして、少し長くなりますが、私自身が大変そうした意味では森林の今の生態系と、これまでの 50 年の政策に対して非常に危機感を持っております。極端な話をすれば、子どもを生みながらしつかりその年数、小学校、中学校の教育をするのと同じように、山がそのような景気低迷の中で施業がされていないという、これは大変なことが起こるのであろうということを思わせるものでございますし、環境が悪化している中で、このことはこれから 21 世紀、後から来る若い人たちのためにも何としてもこここのところは、これから新しい方向の中で進んでいかなければならぬ大きな課題だと思っております。

今日は、7月には森林・林業基本計画の変更をしていただいて、審議会の皆様方にも答申をいただいて大変感謝をさせていただいているところでございます。

また、民有林をサポートする意味で、この国有林の存在を今日も御審議いただくわけでありますが、日本の森林の面積の 3 割を占めるこの林は非常に大事なウェートを占めるわけでございます。ただ、今までのこの経営、個々がどうであったかということは今日は申し上げませんが、1兆 3,000 億円という借金の中でこれからどうしていくかということは重要な課題ですので、こうした重要な課題を審議会の皆さん方でこれから議論をいただく。また、22 年度の件につきましても御審議いただくわけでありますが、そうした議論を踏まえて、これから新しい 21 世紀の森をどうしていくかということを、改めて皆様方から御意見を賜りますことをお願いを申し上げる次第でございます。

今日はこれから森林・林業、木材産業も含めて、私どもは政治的な大きな課題だと認識をいたしておりますので、どうぞ今後につきましても何とぞお力添えをいただけますようお願いを申し上げます。

また、私は田舎生まれで田舎で育っています。サルやイノシシやシカとともに一緒に私自身も過ごしているという言い方はおかしいんですけれども、言葉が過ぎるかもわかりませんが、まさかサルは檻の中に入つておるものだという子ども時代の認識から、今は残念ながら人間が檻に入つて仕事をする。こんなばかな時代はないと怒りさえ感じる日々でございますが、それは私ども人間がなしてきた業でございますので、このところはしっかり反省も踏まえて、これから日本の森林・林業、木材産業をどうしていくか、大きな課題でもありますので、どうぞくれぐれも、くどいようでございますが皆様方の英知を結集していただいて、からの森林政策を何とぞよろしくお願いを申し上げて、ごあいさつに代えさせていただきます。

少し長くなりましたがことをお許しください。ありがとうございました。(拍手)

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまもありましたように、今日はこの本審の後に国有林部会もございますので、早速議事に入らせていただきたいと思います。

次第をごらんいただきますと、本日の議題、議事は、その他を含めて3件でございます。まず、最初が諮問審議事項ということになってございますが「平成22年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について(諮問・答申)」でございます。その後、特別会計の決算概要について説明をいただく予定でございます。

早速ですが、1番目の諮問・審議事項についてでございます。この諮問文につきましては、お手元に配付済みかと思います。

早速ではございますが、森本政務官から諮問をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○森本政務官 林政審議会会长 岡田秀二 殿

平成二十二年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について。

国有林野の管理経営に関する法律第六条の三第一項の規定に基づき、平成二十二年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第二項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

農林水産大臣 鹿野 道彦

よろしくお願ひを申し上げます。

(諮問文手交)

○岡田会長 諒問をいただきました。森本政務官におかれましては、この後すぐに公務がございまして退席をされると伺つてございます。どうもありがとうございました。

○森本政務官 大変申し訳ございません。失礼をいたします。

多くの一般の方々がお見えになりますので、またこの会議にも出させていただきたいと

思いますが、個人的にもメール等を通じて厳しい御意見をいただければ大変ありがたい。それが私どもの力になってまいりますので、そのことも最後にお願いを申し上げて、今日は御無礼をいたします。

大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、諮問いただきましたので早速議事に進みたいと思いますが、その前に実は林野庁の幹部の方々に人事異動がございましたので、事務局から御紹介をいただきたいと思います。

○三浦林政課長 それでは、紹介させていただきます。

まず、国有林野部長の沖でございます。

○沖国有林野部長 沖でございます。8月2日付で九州の方からまいりました。委員の皆さんには大変九州の時代からお世話になっております。どうもありがとうございます。

引き続きよろしくお願ひいたします。

○三浦林政課長 木材利用課長の阿部でございます。

○阿部木材利用課長 阿部でございます。よろしくお願ひいたします。

○三浦林政課長 治山課長の黒川でございます。

○黒川治山課長 黒川でございます。よろしくお願ひいたします。

○三浦林政課長 管理課長の浅川でございます。

○浅川管理課長 管理課の浅川でございます。よろしくお願ひいたします。

○三浦林政課長 このほか、森林整備部長が古久保となりましたが、現在公務出張のため欠席しております。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。ただいま諮問いただきました（1）の内容でございます。基本計画の実施状況でございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○鈴木経営企画課長 経営企画課長の鈴木でございます。

それでは、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について御説明いたしたいと思います。

資料につきましては資料番号1が要約の案というものでございまして、資料の2番の方が本体になっております。両方見ながら御説明申し上げたいと思います。

まず、国有林野事業では国有林野の管理経営に関する法律に基づきまして、毎年度9月の末日までに前年度の基本計画の実施状況について、林政審議会の御意見を聞いた上で公表することにしております。本日がそれでございます。

平成22年度は、資料番号1の1ページをお開きいただきたいと思いますが、平成21年4月から31年3月までの10年間を計画期間といたします基本計画に基づきまして、名実ともに開かれた国民の森の実現を目指して、次の取組みを推進したということでございま

す。

一番上にあります東日本大震災の対応につきましては、トピックスとして整理をさせていただきましたが、それから下はこの基本計画の中で重点的に取り組むこととして計画された事項でございます。

まず、1つ目が「国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の一層の推進」。

2つ目が「森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくり等の積極的な推進」。

3つ目が「地球温暖化防止や生物多様性の保全等新たな政策課題への率先した取組の推進」。

4つ目が、一方的でないという意味でございますけれども、國民と国有林との「双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組の推進」。

5つ目が「林産物の持続的かつ計画的な供給の推進」。

6つ目が「地域振興等」への寄与。

最後に「財務の健全性の確保」ということでございます。

こういった基本計画の内容にどう取り組んだかというのが、これから御説明する内容でございます。この報告につきましては皆さんに理解いただけるように、なるべく平易な文章で書かせていただいておりますので御了解いただきたいと思います。

それでは、1ページの概要の右側を見ていただきたいと思います。まず、東日本大震災への対応でございますけれども、下にありますように、災害が起きた後にヘリコプター等による山地災害の現地調査ということで、すぐにヘリコプターを飛ばしまして、更に民有林の県の関係者と一緒にになって調査をするという対応をいたしております。

それから、下にありますように、一番最初に必要となりました仮設住宅の土台用杭丸太につきましては、国有林から重点的に緊急に輸送・販売を行ったところでございます。

右下にありますのは国有林を無償貸付した瓦れきの一時置き場ということで、仙台市の南側にあります国有地を瓦れき置き場として無償で貸付しております、これが震災では最大の貸付地ということになっているところでございます。

本体のページの、本編の資料番号2の9ページをお開きいただきたいと思います。そのほかに緊急対策ということで、海岸線が被災を受けておりますので、水が入らないようにということで緊急に大型の土のうなどを積んで防災をしているというのが左側の写真でございまして、今後これの本格復旧に向けて実施をしてまいりますし、これに引き続く民有林についても県の方から依頼を受けておりますので、我々の方で対応してまいりたいと思っております。

それから、右側にありますのは、3月11日は東日本大震災だったんですけども、12日の日に長野県の栄村の方でも災害がありまして、こちらの地震災害についても県と一緒に対応を行ったということでございます。

概要版にお戻りいただき、2ページをお開きいただきたいと思います。まず「(1) 公益

的機能の維持増進」でございます。国有林では機能類型ということで、国有林の中を水土保全林、国土保全タイプ、水源かん養タイプ、森林と人との共生林、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、自然の循環利用タイプというものに分けまして施業を実施しているところでございます。とりわけ2ページの下にありますように、水源林での育成複層林施業の実施ということでございまして、間伐等の施業を行って100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等を推進するということで実施をしているものでございます。

下の写真は山形県の真室川町で実施している育成複層林の施業地の写真でございます。

次にその下の「○ 民有林との連携」でございまして、この民有林との連携につきましては、とりわけ地方公共団体とか民有林の所有者と森林管理署等との間で協定を締結して「森林共同施業団地」を設定しております。この設定によりまして効率的な路網を入れて、効率的な作業を行って、森林整備をより効果的に実施していくというものでございます。

この森林共同施業団地につきましては、平成21年度末は46か所、7万4,800haでございましたけれども、平成22年度には75か所まで増えまして11万8,900haということで、大幅な協定の箇所数の増加をいたしております。約半分が国有林で、役半分が民有林と理解していただければよろしいのではないかと思います。とりわけ、最近では純粋な個人所有の民有林の数を束ねた共同施業団地というのも設定をされてきているところでございます。

次に「○ 間伐の推進と間伐材の有効利用」ということでございます。森林の健全性を保つには、とりわけ地球温暖化防止にも貢献するということで、間伐を積極的に推進しているところでございます。

右側にありますように、とりわけ国有林としては低コスト・高効率の作業システムの間伐の推進というものを重点的に行っておりまして、列状間伐を行って路網をつくって高性能林業機械で搬出するということでございます。

間伐の実施量につきましては平成22年度に11万ha、間伐の収穫量としては616万立方を実施したところでございます。

右下にありますのが森林施業の低コスト化ということでございまして、下にありますように丈夫で簡易な作業道の整備というのを重点的に行っているということでございます。

とりわけこういった作業道の整備に当たりましては、技術的なものを民有林にも広めていこうということでございまして、低コスト作業システムの現地検討会を開催しております。これにつきましては民有林からの参加もいただきながら実施をしているところでございまして、昨年度は約3,200人の参加をいただいております。そのうち6割が民有林の関係者ということで実施をしているところでございます。

それでは、続きまして「○ 安全・安心な暮らしを守る治山事業の推進」ということでございます。治山事業の実施につきましては、本体のページの24ページをお開きいただきたいと思います。やはりいろいろな災害が生じるわけでございますけれども、これにつ

いては国有林の技術を生かして、直轄事業として実施をしているところでございます。

本体の 24 ページの上を見ていただきますと、これは平成 20 年に発生しました岩手・宮城内陸地震の災害箇所でございますけれども、災害当初は左側でございましたが、現在は右側のようになっております。

下にありますように、こういった復旧に当たっても地元住民の理解を得るということでございまして、地元住民参加による植樹祭での現地説明の様子ということでございます。単に復旧する、事業を実施するだけではなくて、やはり地元の方にきちんと、こういった仕事をしていますよと、皆さんにも参加していただきたいということをお話ししているところでございます。

次の 25 ページをお開きいただきたいと思います。25 ページにありますように、更には国有林と民有林と連携した治山事業ということで、国有林と民有林がばらばらに実施するのではなくて共同でやっていくというのが左側の事例でございます。

26 ページにつきましては、新燃岳の災害につきましては右下にありますように土石流センサーを急遽付けまして、土石流が発生した場合にすぐに対策が打てるようになることで、緊急の対策を講じているという事例でございます。

次に要約版の 3 ページに戻っていただきまして「(2) 森林環境教育への貢献、森林とのふれあいの推進」ということでございます。森林環境教育につきましては、基本計画の中でも国有林野を利用いただけるように学校等と森林管理署が協定を結んで実施をいたしているところでございます。

右側の図にありますように「遊々の森」を活用した森林環境教育ということで、子どもたちに職員が森林の役割を説明したりドングリの蒔き付けをしたりということが書いてあります。

下には鹿児島市の例ということで、職員による小学校への出前森林教室とか国有林の間伐体験というのを実施しているということでございます。

現在「遊々の森」につきましては、平成 22 年度末に 172 か所に達しているところでございまして、22 年度に新たに設定されたのは 11 か所ということでございます。

次に 4 ページをお開きいただきたいと思います。「○ 国民参加の森林づくりへの支援」ということでございます。これは自ら森林づくりを行いたいという要望に答えるということで、ボランティア団体などと森林管理署が協定を結んで国有林をフィールドとして活用していただくということで「ふれあいの森」という制度をつくっております。

この制度に基づきまして、平成 22 年度末では全国で 137 か所の「ふれあいの森」の設定をいたしているところでございまして、22 年度には新たに 5 か所増やしたということでございます。

下にあります写真につきましては、宮崎北部森林管理署で「日向市ふるさとの自然を守る会」と「ふれあいの森」の協定を締結いたしまして、松を植えるとかいった体験林業や自然観察会、小学生を対象とした森林環境教育などを行っているところでございます。

その下にあります「森林ボランティア団体と提携した竹林の整備」ということでございます。これにつきましては京都大阪森林管理事務所でございまして、この右側にマダケが置いてありますけれども、これは東大寺の二月堂のお水取り行事用に供給をいたしているものでございます。最近竹林が荒れているということでございまして、竹林の景観を維持するとともに継続的に利用しようということで、ボランティア団体と一緒に森林の整備を行っているというのが左の下の事例でございます。

続きまして、右側にまいりまして「(3) 新たな政策課題への率先した取組」ということでございます。まず、1つ目が「○ 地球温暖化防止対策の推進」ということでございます。何と言っても、やはり間伐の積極的な実施を行っていくということでございますが、間伐を行ったものについては有効に活用していくことになろうかと思います。

国有林野事業では勿論、間伐材を販売もするわけですけれども、自らの林道とか治山事業のついても積極的に、間伐財を使った木材利用を進めているところでございます。

下にあります事例につきましては、北海道の札幌にあります石狩管理署で林地残材の販売をしているところでございます。

これにつきましては札幌市に対しまして、札幌市の都市部と厚別地区というのがあるんですけれども、ここに地域の暖房用の燃料として林地残材の販売を行っておりまして、現在 22 年度はコストの検証と熱量等の実証実験を開始するということでございます。今後収集コストの削減などに取り組みまして、地域の暖房用の林地残材の販売というのが本当に実証して合うのかどうかというのを検討してまいるということでございます。

それから、続きまして新たな課題ということで、野生鳥獣被害の防止ということでございます。これについてはシカ、クマなどの野生鳥獣による被害を防止するということで、地方自治体、NPO と連携をして生息環境の調査や個体数管理、被害箇所の回復等の措置を講じているところでございます。

下にあります事例につきましては四国管理局で、高知県と徳島の県境部にありますところでニホンジカによる天然林や笹の植生の被害状況の調査を行って、更に防護用のネットを設置しているというものでございます。

本体の 67 ページをお開きいただきたいと思います。こういった実際に地元の方と相談してやる仕事もあるわけですけれども、67 ページの左側に「エゾシカの影響把握のための全道的取組」ということでございます。

これには森林管理局のすべての森林官が日常の業務を通じてエゾシカの分布状況や被害状況等を把握できるチェックシートを開発いたしまして、22 年度は 4 月から 8 月まで天然林 1,054 か所、人工林 2,234 か所のデータを収集しましたということでございまして、こういった協定型ではなくて、国有林の職員自らの仕事の一環としての把握というのもやつていこうという取組みを推進しているところでございます。

それでは、5 ページをお開きいただきたいと思います。5 ページにつきましては新たな政策課題ということで「○ 生物多様性の保全」ということでございます。

生物多様性の保全に関わりまして、国有林は大正4年から保護林制度というのを持っているわけですけれども、平成22年度保護林につきましては840か所、90万3,000haの保護林を持っております。それと合わせて、この「保護林」を結ぶ「緑の回廊」というのは22年度で24か所、586ha持っております。

事例でございますけれども「大雪山・日高山脈森林生態系保護地域等の拡充に向けた取組の実施」ということでございまして、これにつきましては有識者による選定委員会を開催し、助言をいただいて、拡充に向けた取組みをいたしたところでございます。

この取組みにつきましては、今年度は道有林にも加わっていただくということで、国有林だけではなくてほかの所有者にも加わっていただいて、こういった設定を行ってきているということでございます。

下の事例でございますが「間伐の実施による生物多様性の保全」と書いてございます。これは長野県の北信森林管理署でございますけれども、平成21年度に間伐を行った国有林で伐採跡地の調査を行っていたときに、長野県の準絶滅危惧種に指定されているギフチョウの卵の塊とか幼虫が確認されたということでございまして、こういったことから間伐により林床に光が届くようになって、ギフチョウの幼虫が主食としている植物が増加してうまくいったのではないかということでございまして、今後ともこういった適正な間伐を実施し、モニタリングすることによって生物多様性の保全に役立てていきたいと考えているところでございます。

続きまして「(4) 双方向の情報受発信による対話型の取組」ということでございます。国有林の双方向ということで、国有林では国有林モニターを公募で募集しております、一般の方にモニターになっていただきまして、国有林に対するさまざまな御意見をいただいているということでございます。

現在、国有林の平成22年度のモニター数につきましては全国で354人になっております。このモニターをやった場合に、右側にありますように中で会議をするだけではなくて、実際に森林の現地に行って御意見をいただくということも実施をいたしております。この中で広報誌のつくり方とかホームページのつくり方をもう少しあかりやすくしたらいいのではないかという御意見をいただいて、改善を行っているところでございます。

次にモデル的な取組みといたしまして、関係者と共同で国有林の森林計画を編成するということでございます。これにつきましては、代表的な赤谷プロジェクトの「赤谷の森管理経営計画の策定」ということで実施をいたしておりまして、これにつきましては赤谷の地元のプロジェクト地域協議会、日本自然保護協会、並びに関東森林管理局の3者で合意した基本構想に基づきまして計画づくりをしているということでございます。

更に森林計画を立てる際に、地元の御意見を伺う地域懇談会等の事例もありますので、本編の方で見ていただければと思います。

次は6ページをお開きいただきたいと思います。「(5) 林産物の持続的かつ計画的な供給」ということでございます。まず、持続的な供給ということでございまして、国有林に

おきましては先ほど言いましたように間伐で 616 万、主伐で 161 万ということで、合わせて 776 万立方の木材の供給を 22 年に行ったところでございます。

下に「民有林と国有林が供用する土場」とあります、これにつきましては青森県でございまして、間伐材販売連携研究会というのを立ち上げまして、民有林と国有林が連携して間伐の推進と間伐材の販売を行うということでございます。

これは国有林内に共同で使う共同の山元土場というのをつくりまして、ここに集めて大きなロットにして有利に販売するという例でございまして、こういった取組みを行っているということでございます。

こういった民有林材と国有林材を両方セットで大口需要に売り込むということで、民有林の林業の間伐の進行というものにつなげてまいりたいと思っております。

下にありますのは、上の「また、民有林から供給が期待しにくい大径長尺材等の供給に努めました」ということでございまして、例として木曽森林管理署南木曽支署の屋根葺き替え用の天然サワラというものでございます。

これにつきましては、南木曽町の妻籠宿というのは国の重要伝統的建造物群保存地区になっているわけですけれども、ここの板葺き、石置きの屋根を葺き替える必要があるということで、南木曽町長からの要請を受けまして、へぎ板ということで天然サワラを使って屋根を葺き替えたということでございます。約 9 立方ということでございます。

右側にありますのが、もう一つは国産材の需要を拡大していかなければいけないということで、安定供給を行うということでシステム販売を 22 年度も実施したわけですけれども、21 年度は 72 万 5,000 立方だったシステム販売につきましては、平成 22 年度は 88 万 2,000 立方に増加をしております。

右側の下にありますのは低質材のトラックへの積み込みと木質バイオマス発電所ということで、これも長野県でございますけれども、間伐により発生した端材、枝条を地元でバイオマス発電を行うところにシステム販売を行っておりまして、発電所の安定操業に寄与しているという事例でございます。

次は 7 ページをお開きいただきたいと思います。「(6) 地域振興等」ということでございます。国有林は非常に大きな面積を有しているということで、なおかつ地元の要望に答えていくということでございます。そういう意味で、地域産業の振興とか住民の福祉の向上に貢献するということで貸付を行っております。

その下にあります事例につきましては長野県青木村でございますけれども、地元の特産品の振興を図るということで、ソバの試験栽培地というのをつくりたいという村からの要望に答えて国有林を貸付しているものでございます。

右下にありますのは「レクリエーションの森」ということで、一般の方に利用していただいているわけですけれども、やはりリフレッシュをする必要がある。古くなるとかえってみすばらしく見えるということで、改修した炊事場とか改修後の標識ということで、快適に過ごせるようにいろいろな改修等を行っているところでございます。

続きまして「○ 人材の育成」ということでございます。何といっても森林のほかに人材というのをきちんと育てていかなければいけないということで、国有林についても研修を実施するということでございまして、実際に山で機械に乗って造材をするという仕事は我々にはないわけですけれども、こういったハーベスターの操作体験ということで、実際に乗ってどういう仕事になるのかというのを研修したり、民間の木材加工場の見学を行ったりして、国有林の職員の人材・技術の向上につなげているところでございます。

最後に「(7) 財務の健全性の確保」ということでございます。財務の健全性につきましては収入の確保と支出の削減ということで、民間委託化をより一層推進したりということで支出の削減に努めているわけですけれども、この結果ありますように、前年度に引き続き新規の借入金はゼロとなりまして、収入が支出を 62 億円上回るということでございます。

また、今年度初めて借入金を 10 億円返済を行ったところでございます。

概要は以上のとおりでございますが本体のところを見ていただきますと、最後の 121 ページから用語の解説ということで、テクニカルワードが随分使われておりますので、このテクニカルワードをわかりやすく解説するために、用語の解説集を前年度に引き続きまして掲載をさせていただいております。

最後に森林管理局ごとのホームページのアドレスを載せさせていただきまして、いつでもアクセスできるようにということで書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

最初の方で説明がありましたように、主に実施状況の要約ですね。資料の 1 に即して御報告をいただきました。あくまでも実施状況の本文は 2 なんですが、少し目次も組み替えた形で国民の森林を実現し、森林・林業の再生にも貢献するという取組みの実情をきちんとお知らせしようということで、少し項目立ても替えて説明をいただいたということでございます。

御質問あるいは、主には御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

横山委員、お願ひいたします。

○横山委員 横山でございます。これは公表するに当たっての報告書ということなので、今年度のものを今年度末に作成する際の御参考にちょっと感想だけ述べさせていただきたいと思うんですけども、国有林の仕事は大量にというか、いろいろ多方面に渡っている中で、これだけコンパクトに報告をまとめられるのはさぞかし大変だったであろうと思うんですけども、もしできればというところで 2 点感想があるんです。

実施状況ということなんですけれども、できれば達成状況まで読み取れる構成にできないものだろうかということです。この実施状況というのは何をしたかということですけれども、何をしたかだけではちょっともったいない感じがして、例えば計画の達成状況、すなわち目標というのはどういうものを目指しているのか。意図はどういうもので、それ

がどこまで進んだのかということを報告するのが実施状況なのではないかと素朴に思うんですけれども、それがわかるようにするために仕事の意図は何で、機関全体の達成目標は何で、その中の今期の1年間の達成目標というのはどこまできただかということではないかと思うんですけども、進捗状況が結果として記述されているというものになったらよいのではないか。

読者を一般の国民とされているそうなので、こういう短い説明があって、事例を紹介するという構成を取っているんだと思いますが、それでもこの達成状況まで書けるところについては書いていく。例えば保護林の設定なんかについては必要な範囲というのがどこまでで、そのうち何パーセントを今年設定することができたのかというものが、例えば条約に關係する達成目標のつくり方というのは、みんなそういう物指しになっております。したがって、保護林のようなものだけでなく、そういう達成目標があって、そこに向かって進んでいるような仕事というのは何パーセント達成できたのかということを書かれたらいのではないかと思ったのが1つ目です。

2つ目なんですけれども、対策を行いましたとか保全に努めましたという文末で終わる記述が大変多いんですけども、その方法というのが少しあかる手掛かりが付いているといいのではないか。読者の関心というのは何をしたかということだけでなく、例えば対策についてはどういうふうにやったのか、保全についてはうまくいったのかどうか、そういうことを知りたいというのが素朴な関心だと思うんです。

したがって、これも書ければ書いてほしく、字数的に無理なのであれば関心を持つ人がその内容の詳細を見られるように、後ろの方に役所のホームページのアドレスが出ていますけれども、それぞれのコーナーの中にネット上のアドレスを付記しておいていただくといいのではないかと思うんです。

私は役所のサイトの中からたくさん資料を探すということを日々やっているんですけども、役所のサイトは探したいものにたどり着くのがとにかく大変なんです。同じタイトルのものがずらっと並んでいて、全部開けてみないとその中の違いがわからないということが日常です。したがって、リンクは大変ありがいで、PDFやネット上でこれを読む方々に、そのコーナーについて感心を持たれているのであれば、このリンク3つをきちんと読んでくださいという工夫があれば特にありがたいと思いました。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。何かコメントはありますか。

私の理解では10年1期の計画ですね。5年で見直す。その5年のところはまさに横山委員がおっしゃるように、ここまでできましたというのをきちんと検証した上で報告をする。それが改定の必要があれば改定をしていく。

今回質問がありましたのは、年度年度の言わば実施計画みたいなところの性格が大変強いということなので、どうしてもできるだけ取組みの積極面をお知らせするというところになったのかという私自身の理解はあるんですが、経営企画課長さん、何かありましたか。

○鈴木経営企画課長　はい。今、岡田先生がおっしゃったとおり5年で見直すということですでの、それを踏まえてやっていかなければいけないと思います。

ただ、中には明確な何か所、何ヘクタールとかということを定めていないものもありますので、そこら辺をどうするかということをやっていかないといけないと思います。それにはニーズというのがいろいろ変わるとと思うので、その把握というのが極めて重要ではないかと思います。

今回説明したとおり、地域の方の要望を踏まえてとか、民有林からの要請を踏まえてという形で、国有林としては今までの内側に閉じた国有林の仕事の仕方ではなくて、なるべく民有林なり一般の方からの要請を踏まえてやっていくし、我々もそれに答えていくという形で整理をさせていただいたということでございます。

それから、ネットの話がございましたけれども、確かに役所のホームページは非常にわかりにくいという指摘がありまして、国有林のモニターの方からもう少し広報誌を工夫したらいいのではないかとかいろいろ御意見をいただいておりますので、それを踏まえて直していきたいと思います。それと併せて、国有林はかなり膨大な報告書をいろいろ持っているんですが、それがどこにどういうふうにあるのかというのが恐らく全くわからないということだと思いますので、そこら辺も、公表する報告書についてはどこからどこへ飛べばわかるかということも工夫していきたいと思っております。

○岡田会長　そのほか、いかがでしょうか。

黄瀬委員、お願いします。

○黄瀬委員　済みません。87ページの表にもあるわけですけれども、この平成22年度には776万立方の木材を収穫したということになるわけですけれども、1つお聞きしたいのは、いわゆる伐倒量はどれくらいの量があったかという概算はわからないでしょうか。

○鈴木経営企画課長　済みません。伐倒量というのは。

○黄瀬委員　切り倒した部分を出さないと、収穫はしていないけれども山に捨て切ってきたという量ですね。

○鈴木経営企画課長　いわゆる、実際に山から出てきた量の率ということですか。

○黄瀬委員　はい、そうです。これは非常に重要なことで、今、日本林業の一番の課題は林地残材なんですね。林地残材が全国で昨年は2,000万立方とか言われておりますね。その2,000万立方で実際は収穫というか、搬出されたのは45%程度で、55%は山に捨ててくるという実態の中で、国有林としてもその搬出率の目標設定を明確化していただきたい。10年後には8割まで出すというお話をございましたけれども、これを国有林としての目標、この収穫というのかあくまでも搬出された量という意味なんでしょうか。もう切ったものも全部含めているということですか。

○鈴木経営企画課長　実際に山で切って売るという量でございまして、立っている段階の量なんです。ですから、今、黄瀬委員も言われたように、出しているものが幾らかという数字ではありません。

○黄瀬委員 その量はわかりませんでしょうか。

○鈴木経営企画課長 立木販売で売っている場合、相手側に所有権が移ってしまうのになかなかそこの率は出せないとなると思うんですけども、一般的には国有林では今、とにかく搬出間伐をやろうということにしておりまして、通常ですと 50% ぐらいでございます。

先ほどの事例で申し上げましたように、バイオマス発電とかそういう材料まで出しておりまして、それでいきますと大体 80% ぐらいになると思います。そういう意味で、森林・林業再生プランでも搬出をしていくという流れでございますので、我々としては 80% になるべく近づくようにやっていくということでございまして、国有林のホームページを見ていただきますと、最近のシステム販売は C 材と言っておりますけれども、C 材のいわゆる今まで林地残材となったものも販売予定として広告が出ておりますので、それを見ていただいても我々としての方向性が出てると思います。

極力、とにかく出して使っていくということでやっていきたいと思います。

○岡田会長 よろしいですか。

それでは、加賀谷委員、お願ひします。

○加賀谷委員 事前の説明でこの実施状況に関しては、いわゆる国有林の白書的性格も有するということを御説明いただいているので、それを踏まえてのコメントをさせていただきたいんですけども、1 つは 21 年度と 22 年度の比較のデータをいろいろ載せていただいているんですけども、できれば国有林ですので、その比較の分析的なコメントが少しあるとありがたいのではないかと思います。

結果はこうなりましたという先ほどの横山委員のコメントもありましたけれども、それに含めて少し分析的なコメントが付加されると、白書的性格という意味では非常に国民にもわかりやすいのではないかと思います。

あと、もう一つ気になりましたのは、概要版の基本計画の実施状況では、財務の健全性の確保ということが一番最後にうたわれているんですけども、こちらの実施の計画については財務の健全性というところには全く触れられていないということになっております。

別立ての收支は多分これから御説明いただくのかと思うんですけども、1 兆 3,000 億円の赤字をどうするかという意味では、今の日本の厳しい状況を踏まえて、国民もそうやすやすとこの赤字は解消するとは多分思っていないと思いますので、そういうところもこの白書的なところで明らかにしていっても支障がないのではないかというのが、私の忌憚ない意見でございます。

なるべくいろいろな情報を国民は欲しがっているということでは、国有林野で出した情報と、国民が欲しい情報というのに少し乖離があるのかという気がいたします。

それ以外は国有林ならでは、国有林でしかできないような取組みというのが随所に写真で報告がありまして、こちらについては非常に国民にも評価される内容ではないかと思います。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。

これについてはコメントはいかがですか。

○鈴木経営企画課長 1点目が分析というお話でございました。それにつきましては紙の字数の関係もありますけれども、書けるものについては今後またつくっていく場合に十分注意して、書けるものについてはやっていきたいと思っております。

それから、財務の健全性につきましては、概要版の方はちょっとあれですけれども、本体の方も 109 ページと 110 ページに載せてはあります、委員がおっしゃられたとおり、次の項目で収支状況については報告をするということになっておりますので、またそれと併せてということになろうかと思います。

この実施状況の報告についても一応 109 ページと 110 ページに数字は載せてありますけれども、返済状況とかそういうことについては書き込んでおりませんので、今回はたまたま今年度から返し始めるということで、10 億円返済しましたというところの記述にとどめさせていただいたということです。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

鮫島委員、どうぞ。

○鮫島委員 資料 2 の方です。全体の中で、最初の 1 ページと 2 ページの辺りなんですが、1 ページのところに「森林・林業再生プラン」に沿ってというのが最後のところにあります。一方で、管理経営基本計画というのが 10 年を 1 期として 20 年に、要するに 21 年から 31 年ということになって、これはいわゆる「森林・林業再生プラン」よりも前に決まったもので、10 年を 1 スパンで動かしているわけですね。そのお互いの関係はどうなるのかということと、ただ、その前に「森林・林業再生プラン」に沿ってということなので、勿論これも沿っているはずなんですが、何となく読んでいてその辺りがどうつながっているのかというのが、いま一つ何かつながってこないような気もするんですけども、いかがでしょうかということなんです。

それから、もう一件あるんですけども、本体の 14 ページの表で、国有林を機能類型区分というので 3 つに分けておりますが、森林というのはまた別の区分もありますね。この辺の関係は一体どうなっているのかというのがいま一つよくわからないんですけども。

○岡田会長 それでは、お願ひいたします。

○鈴木経営企画課長 委員御指摘のとおり、再生プランが昨年 11 月に最終とりまとめが行われたところでございます。

「森林・林業基本計画」の見直しを行ったところでございまして、管理経営基本計画についてもこういった状況・内容を踏まえて、改定の必要性について今後検討していくということになろうかと考えております。

○鮫島委員 そもそも基本計画というのは 10 年 1 期でもう動いているわけですね。こちらの方が先に動いているから、いわゆる「森林・林業再生プラン」からずっと出てきた動

きというのは、この中にどうやって落とし込んでいくんでしょうか。

○鈴木経営企画課長 管理経営基本計画そのものも今、国有林部会の中で一般会計化に向けて検討しているという段階でございまして、そちらの方とも関係があると思いますので、いわゆる基本計画を踏まえてどうするかという部分と、今、国有林の会計制度の問題から出る分があるので、両方踏まえて検討していくという形になると思います。

○鮫島委員 そうすると、これは一応 10 年というふうにスパンを考えているけれども、一方でかなり流動的な状況にもあるということですか。そういう理解でよろしいですね。

○沖国有林野部長 国有林野部長の沖でございます。

今の管理経営基本計画の策定は私が経営企画課長のときにありまして、その後「森林・林業再生プラン」が動いたわけですけれども、「森林・林業再生プラン」は委員の皆様御承知のとおり、民有林の森林・林業再生といったところにまず着眼し、国有林の役割としては技術的支援等というところが載っております。

国有林の平成 10 年の抜本改革では一般会計的な仕事が随分増えました。中身的には民有林に対しての支援、一緒になってどうやって仕事をしていくかということをこの管理経営基本計画の中にも随分盛り込んでありますし、相当すり合った形になっております。

ただ、委員がおっしゃるように制度の面として、ルールとしてどうするかという面は確かにございますので、そこは検討して整合性を持たせたいと思いますけれども、中身的にはそれほどそこがあるという形になっていないと思っております。

○皆川長官 若干今日の議事の事情もあって、本来であると国有林の全体の在り方ということについて制度の基本も含めて、どういった役割を果たすために会計制度を洗うのかという議論もあるわけで、そういう意味ではこの後にある国有林部会の方で、まさしく一般会計化、また、それに伴う民有林・国有林の連携の在り方だとかということを議論して、それに基づいて来年、私どもとしては法律も出して、かなり大きな国有林の在り方の変更をするわけですね。そういう意味では、先ほど加賀谷委員からもあったように今、お話ししているのは毎年の事業の結果を表す書面ですね。これは法律上管理経営法に基づいて毎年度、9月 30 日までに表すということになっているので、それはそれとして公表の義務を果たしていかなければいけないという意味で、例えば目標の設定だとかということも含めて、今回大きく在り方が変われば、当然この 10 年を 1 期にする基本計画等々、管理経営の基本計画の方も当然にさまざま見直しということも出てこようと思うんです。

ただ、それは全体の仕切りの部分ができる、まだこれからの議論なので、そういう意味では若干テンタティブな扱いということで、今回の報告書自体はできているということではないのかと思います。

そういう意味では、横山委員からもいろいろ御指摘もいただいているわけですが、当然新しい形で一般会計化された国有林というものをどう事業運営していくのか、更にそういった場合であれば、より国民の方々にいろいろな情報開示の在り方だとかということも含めて、相当大きく変えていく面もあるわけなので、こういった形のやり方をずっと踏襲す

るということでは多分ないのかもしれない。そこら辺も含めて、当然議論というのはもつと幅広く行われるということなんですが、その議論の途上ということなので、少し鈴木課長にしては珍しく、やや口ごもったような言い方でお答えをさせていただいているということではないかと思っております。その点はやや取り進め方として事情を御理解いただければと思います。

○岡田会長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 経営計画がありますね。その中で官民一体事業というのを取り組むわけですが、経営計画の中に官民一体事業の中には、国有林は国有林の再生プランの計画があるんでしょうけれども、今度我々は民有林の経営計画をつくるときに、例えば主伐の部分です。主伐をする中で間伐もしなければならないんですが、集約化した団地の中に国有林が入ってきますと、民有林と国有林のバランスというものをとり決めなければならないんだけれども、そういうのはやはり変更は効くということですか。

○本郷計画課長 計画課長でございます。変更が効くというはどういうお話なんでしょうか。

○島田委員 民有林だけの計画の中に国有林が入ってくるわけですが、今、ここが一番私どもも悩んでいるんですが、主伐の面積は、九州は主伐がメインになっているんですが、主伐が多くなると間伐ができなくなります。

主伐と間伐と交互に平均面積の中でやっていくわけですが、経営面積は少ないものですから、その中には国有林の分収林というのがありまして、その残地の中に入れるわけです。残地の中に入るとその残地の計画書というのが出てきますから、おのずと主伐と間伐というのは振り分けていかなければできないと思うんです。そのことをこれから進める中で、話し合いの中で融通は効くのかということです。

○本郷計画課長 わかりました。経営計画そのものは市町村森林整備計画に基づいてつくる形になって、主伐については伐採量の上限という形で制限が課せられると思います。

その伐採量の制限の中と、間伐の 10 年に 1 回やりますという制限の中でお考えになつて、認定されるようなものをつくっていただきかなければいけない。そのときに国有林の分収造林をいつ切るとか、いつ間伐するとかということは、私の経験では多分御相談し合つて、いつというのが平成何年に切ることになっているけれども 1 年遅らせましょうとか、1 年早めましょうとかということは御相談に応じられると思っております。

○島田委員 ありがとうございます。市町村の経営計画があるんですね。5 年 1 回の計画はもうつくっているんですが、今度新たに経営計画をつくるとまた見直しですね。新たにつくるわけですから、おっしゃられるように分収林計画というのはもう年度は決まっているんですけども、そういう中での協定、変更ができるれば何も問題ないと思います。

よろしくお願いします。

○岡田会長 経営計画は年度年度できちんと計画をするというよりは、5 年間でこの量を達成してください、満足させてくださいという計画に質として変わっていますから十分、

課長がおっしゃるように相談事のアローワンスというのが物すごく大きくなっているということです。

○島田委員 成長よりも期限に応じた伐採量になってしまいますから、主伐をやり過ぎると間伐ができなくなるということになりますけれども、分収林は期限がきているわけですね。

○沖国有林野部長 九州の話で申し訳ありませんけれども、現場では分収林のときは双方で話をし合って伐ると決めますから、そこは具体的に地元管理署の方とお話しをいだなければと思います。

○島田委員 経営計画とは別に考えていただければいいわけですね。

○沖国有林野部長 そこは一緒にやっていきます。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

○鮫島委員 もう一つ御質問あったんですけども、14ページです。

○岡田会長 ちょっと待ってください。田中さんですね。

関連することですか。

○鮫島委員 いえ、先ほどの質問にまだ答えていただいていませんで、14ページの表1の区分というのは、いわゆる森林の区分がまた別にございますね。これとどういう関係になっているのかということです。

○岡田会長 それでは、お願ひします。

○沖国有林野部長 この区分は、今は新しい区分が出ているんですけども、前の22年度ですので、来年度からまた新しく定まって変わってくるわけです。これは前の区分です。

ですから、鮫島委員がおっしゃるように一見おかしく見えますけれども、これは前の区分でやっているということです。

○本郷計画課長 ちょっと補足させていただきます。

先般、森林・林業基本計画あるいは全国森林計画で区分の考え方をこうしていきましょうということで、各市町村が24年度から効果のある地域森林計画、あるいは市町村森林整備計画に反映する。国有林の方でもその考え方を踏まえて今、どういう区分を考えていいくかということを検討しているはずでございますので、それが24年度の実施状況の報告には出てくるということでございます。

○岡田会長 田中委員、どうぞ。

○田中委員 この資料については今、御説明をたくさんいただいたように、報告書の意味合いですとか全体像を把握するという中で、非常に写真もきれいで、端的な説明があって、象徴的なことが載っていて、大変役に立つ内容だというふうに見せていただきました。

この資料の内容には全く異存はないんですけども、これから活用の仕方として白書を読む会なんていうのも今はよくありますし、関連の記者の方には伝わるでしょうけれども、例えば企業でこういう森への活動に参加をしていらっしゃる方ですとか、森林ボランティアの方ですとか、企業の広報の方みたいなところにも広く門戸を開いて、あとは雑誌

ですか、いろいろなメディアの方にこの資料を説明する会みたいなものをやっていらっしゃるかもしれませんけれども、そういう機会を持っていただいて、内容が伝わって理解を深めてもらい、また何か自分なりの接点を見つけてもらうということができると、せっかくの資料で、私もメディアなのにこれまでこういう資料があることを余り知らなかつたので、やはりもったいない状況というのがあると思いますので、そうしていただきたいということです。

あと、先ほども出ていたホームページのアドレスなんかがよく書いてありますけれども、少しでも森に入った方が接点を持ちやすいというところがありますので、今やスマートフォンとか携帯電話とかで山をかざせば、そこに情報が浮き出るとか、そういうのもできることはできて、そんなにお金はかかるないものも結構出ていますので、家とかオフィスで打ち込んで資料を探すというだけではなくて、レクリエーション施設に行った方とか、ボランティアで参加した人とか出前教室に行った人なんかが、そこでまた少し深く知るという流れを取っていただだと大変有効になると思いますし、こういう資料も生きるかと思いますので、ちょっと本題から少し飛んでしまうかもしれませんけれども、せっかくの資産を生かすということと理解を深めることで御意見を申し上げます。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

合原委員、どうぞ。

○合原委員 質問というか、87ページです。ちょっとしつこいかもしませんが計画的な収穫という数値の根拠で、持続的・計画的な供給と国民の資源としての木材資源、木質資源を持続的・計画的に国有林が供給することと、民間の全体のマーケットとの関わりの数値的根拠というのはこれを見てもわからないんですが、ある意味で全く、私もとりあえず林学をかじっているので、成長量とか森林の在り方に対しての数値でこれが出てきたのか、それとも、そういう調整機能をどちら辺で数値的に持っていくのかということだけ御質問したいです。

○岡田会長 お願いいいたします。

○鈴木経営企画課長 収穫量の持続的・計画的な供給というのは、やはり木の年輪からの収穫時期とかを踏まえてつくったものでございます。

合原委員が言われますように、マーケットの動向については我々もマーケットの調査をしているわけでして、国有林部会の方でもきっとお話ししていますように、今後は財貨の急変時には国有林は出材調整をしたり、セーフティネット機能を強化するということでお話ししていますので、今までやってきているわけですけれども、一層調査をして材を出す、供給するという場合のマーケット調整というのはきちんと調査をして調整をしていきたいと思っております。

○合原委員 あと1つ。効率的なもので、今回の再生プランとリンクすると思うんですが、目標が4,000円ぐらい全伐で、現在民間でそのくらいでできているのでそこら辺の、例え

ば民間では間伐の場合は、今度は交付金になりますけれども助成金があるんですが、国有林の場合は間伐に対してどの程度助成金というものを見て、実施状況が見えないので、民間と同等で見ているのかどうかということだけお尋ねしたいんです。

コスト削減は大体立米 2,000 円ぐらいで見ているんですが、それは助成金を入れた立米当たりの売上単価なのか、それとも抜きにした、皆伐ではなくて間伐の場合なのか。

○鈴木経営企画課長 国有林の間伐の場合は一般会計からの繰入れということで、森林整備事業としてもらっております。

先ほど言った 4,000 円というのは皆伐で立方 4,000 円ぐらいという意味ですね。

○合原委員 効果的な目標数値で書いてあったので、民有林の実態と考え合わせて、今回からは全国レベルの標準経費になっていくんですが、そこの差というのはなかなか難しいと思うんですけども、私は九州なので若干そこが 4,000 円かと思つたりもしたんですが、そこら辺の基本的な、国有林が全国に、山があるというところの、林業の全国レベルの基本だとか地域の活性化とか連携とか、振興を考えるならば一番数値的にそこを国有林がオープンしていくことによっていろいろな関連が、民間も非常に助かるので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木経営企画課長 国有林は逆に民有林と違ってオープンにできる数字とか生産性とかいろいろありますので、そこら辺をきちんと開示していきたいと思います。

○岡田会長 ありがとうございました。多くの意見をいただきましたが、横山委員が冒頭おっしゃってくださったように、これから先に向けての意見ということが大変多かったような気がいたします。

ここでお諮りをしたいと思いますが、実施状況の資料 2 についてでございますが、具体的な修正を求めるという意見ではなかったということです。いろいろ意見はたくさんいただきましたが、この報告そのものについては適当である旨の答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、早速ですが答申文を配付してください。

(答申文配付)

○岡田会長 そこの記にありますように、平成 22 年度国有林への管理権に関する基本計画の実施要件について、適当である。

答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして本日の議事の 2 つ目でございます。

平成 22 年度国有林野事業特別会計の決算概要についてでございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○浅川管理課長 管理課長でございます。資料3に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。「平成22年度 国有林野事業特別会計の決算概要について」という資料でございます。

まず、概略でございますけれども、22年度の国有林事業につきましては収支管理を厳しく行ったということと、議題1の方でいろいろと説明をいたしましたとおり、多岐にわたる事業に積極的に取り組んだ結果、収入4,583億円に対しまして、支出が4,521億円となりました。収支差は62億円となったところでございます。

概略でございますが、次のページを基に御説明をさせていただきたいと思います。

「国有林野事業の収支状況」という横表でございます。今、申し上げたことを再度御説明したいと思いますけれども、左が収入で右が支出になっております。収入の一番下の合計のところが22年度4,583億円、右の支出の一番下の合計が22年度4,521億円。これの差が左の一番下の収支差62億円というところでございます。

内容の御説明をさせていただきます。まず、収入ですけれども、一番上の事業収入が自主的な事業による収入でございますけれども、林産物等の収入、木材関係の収入ですが、少し木材販売価格が上がったということで、前年に比べまして16億円プラスになっております。これによりまして全体の事業収入が261億円ということで、前年と比べて10億円プラスということでございます。

真ん中辺りに「一般会計より受入」というところがあると思いますけれども、簡単に言えば森林整備、治山事業に要する経費につきましては一般会計より受け入れております。これは22年度1,623億円ということで、前年に比べまして528億円減少しております。

この理由ですけれども、内訳を見て見ますと事業施設費財源、2つ置いて治山事業の財源というのがそれぞれ200億以上減っているということが大きな要因となっております。先の事業施設につきましては、これは主に森林整備に関する費用ということでございます。治山と合わせまして事業量が減って、一般会計よりの受入が減ったということで、全体としては500億円余りの減となっております。

一番下の借入金でございますけれども、22年度の借入につきまして新規の借入はゼロということで借入金の増はございませんが、22年度に償還期限が来たものの借換えを行っており、これが2,609億円といったところでございます。

これによりまして収入の合計は4,583億円で、前年と比べまして397億円の減ということでございます。

次に右側の支出でございますけれども、一番上が人件費でございます。こちらは定員の数、職員の数を減らしてきていることが大きな要因となっておりまして、14億円減の593億円ということになっております。

次に下の「事業的経費」でございますが、こちらが森林整備の事業になっております。収入のところでも申し上げましたけれども、事業量の減ということで約200億円減りました771億円です。

少し飛びまして、一番下の「治山事業」も同様の理由で 269 億円減ということで、22 年度は 315 億円になっております。

少し戻りまして「利子・償還金」というのがございます。その上の段ですけれども、利子の部分が 22 年度は 163 億円の支出で 47 億円前年に比べて減っております。これは借入金の利率が全体の金融情勢の中で下がっているということによるものです。また、償還金は 2,619 億円償還しているといったことによりまして、支出の合計は 4,521 億円。前年と比べまして 386 億円の減というのが 22 年度の結果になっております。

次のページの損益計算書を見ていただきたいと思います。収支のところでかなり詳しく説明をいたしましたので簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、費用でございますけれども、全体の費用につきましては 1,469 億円となっておりまして、284 億円の減ということでございます。

また、収益につきましては右の小計のところになりますが 1,233 億円となっております。したがいまして、それを差し引きまして 22 年度の損失は 236 億円ということになっております。

この損失の要因ですけれども、費用のところの真ん中辺の原価償却費が 226 億円計上されしておりますが、これは林道を中心として過去に投資した資産の償却費ということでございまして、こちらの償却費負担が主な要因となっていることによる損失でございます。

したがいまして、この償却はしばらく続きますので、損失につきましては今後とも続くと見込んでいるところでございます。

最後に貸借対照表をごらんいただきたいと思います。「資産の部」の真ん中辺りに「固定資産」というのがございます。土地が 3,087 億円ということで、少し土地を売却したこともありまして前年から少し減っているところでございます。

また、立木につきましては 6 兆 9,000 億円弱ということで、こちらは木の価格に加えまして、これまでの公共投資をした投資額も加えたことによって、これだけの額になっているということでございます。

また、建物その他の資産の中に林道などの施設が入っているということで、資産の合計は 7 兆 3,897 億円ということでございます。

また、右の方の「負債の部」をごらんになっていただきたいんですけれども、このポイントのところは借入金でございまして、短期の借入金と長期の借入金が 2 つありますが、これを足したものが（注）1 のところに書いてあります債務残高になります。1 兆 2,783 億円となっております。

右の方に括弧で書いてありますけれども、平成 21 年度が 1 兆 2,793 億円になっておりますので、10 億円減っておりますが、これは 22 年度に 10 億円返済をしたということによるものでございます。

以上が貸借対照表の概況でございます。

そういうことで、貸借対照表にもありましたとおり、平成 22 年度末の債務残高ですけ

れども、10億円返したということで前年度より10億円減って、1兆2,783億円となっております。

以上が22年度の決算概要でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。資料3でございました。特別会計の決算概要でございます。

御質問、御意見をいただきたいと思います。

それでは、合原委員、どうぞ。

○合原委員 質問なんですが、損益計算書で原価償却を入れてしまうから、どうしても損失が続いているという御説明でしたが、やはり原価償却分を含めて損失が出ないようにやっていかないと、やはり林道だといろいろなものというのは次の投資とか次の費用は要るので、そのための原価償却ではないかと思いました。

○浅川管理課長 御指摘のとおりだと思います。通常の企業であればこういうところも含めて収入を出していくというところなんですけれども、いかんせん実収入の方の伸び悩みといったこともございまして、トータルとしてはこちらの原価償却費の部分が赤字といいますか、足が出てしまうという形になっているところでございます。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

鮫島委員、どうぞ。

○鮫島委員 もしかしたら説明があったのかもしれないんですけども、21年度と比較して一般会計よりの受入れが大きく減っているというのは、21年度の補正か何かがついたということですね。ですから、この差はむしろ22年度の方が通常の投資予算ということなんでしょうか。

○浅川管理課長 そうですね。補正がついたというのもございますし、もう一つ、国全体の中で22年度は公共事業が大きくカットされて、林野の公共事業も例外ではなかったという2つの要因がございます。

○鮫島委員 そうすると、むしろ21年度の額がこれまでずっと続いていると、22年度にどっと下がったという解釈になるんですか。

○浅川管理課長 いや、20年度の額を見ますと1,902億円ですので、21年度に大きく増えていることは間違いないんですが、ただ、20年度と比べましても22年度はかなり予算がカットされたということでございます。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

黄瀬委員、どうぞ。

○黄瀬委員 これもお聞きしたいんですけども、この原価償却の226万円の根拠ですね。我々民間ですと建物とか機械とかそういうものを原価償却します。土地とか立木は原価償却しませんね。こういう建物が1,400万ぐらいしかないのに、226万円も原価償却というのは。

○浅川管理課長 226億円です。

内訳ですけれども、そのうち林道が 210 億円ございます。あとは建物、工作物、器具的なものが 16 億円で、合わせて 226 億円です。

○黄瀬委員 林道の整備したものに対しての原価償却なんですね。わかりました。

○岡田会長 島村委員、どうぞ。

○島村委員 バランスシートの中の立木の評価なんですか。今、国は市況逆算で毎年評価を見直していくんでしょうか。今はどうなっているんでしょうか。

○浅川管理課長 こここの評価方式ですけれども、取得原価方式という方式を取っておりまして、原価にその後の公共事業などでいろいろ投資をしている分をそのまま積み上げていくというやり方を取っております。

評価替えですけれども、昭和 50 年代に行いまして、その後はもうずっと投資額が積み重なってきてているということでございます。したがいまして、それ以降はやっていないということです。

○島村委員 ということは、市況逆算からいいたらかなり現実と違う数値が載っている可能性があるということでしょうか。

○浅川管理課長 かつて同様の質問に対してもお答えをしていますけれども、時価で試算をしますと約 3.4 兆円になります。

○島村委員 なるほど。半分ぐらいになる可能性があるということですか。

○浅川管理課長 そういうことになります。

○島村委員 ということは、そこにも 1 つの問題が残っているというか隠されているということですね。問題という表現は悪いですけれども。

○浅川管理課長 そうですね。かなり帳簿上の数字は実態と違っているところがあります。

○島村委員 わかりました。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 収支状況と今の損益計算書の収益の売上高の 224 億円と、収支状況の事業収入の中の林産物等収入の 220 億円の差はどこから来るんでしょうか。

○浅川管理課長 かなりテクニカルな数字になるんですけれども、分収育林などで上がった収入を乗せるか乗せないかというところで数字を、つまり収支状況の方は乗せていて、この損益計算書の方は乗せていないというところが違っています。

○藤野委員 そういうものだと思ってよろしいですか。

○浅川管理課長 はい、そういうことでございます。

○藤野委員 収支状況の方は先ほどの 2 の資料の 90 ページに 220 億円の内訳があったので、今の 4 億円の部分はどこにも出てこないということですね。見えてこないという意味ですね。

いつもこうやって少しづつということですか。

○浅川管理課長 資産化しているものですから、少しづつ利益に計上するという帳簿処理

を損益計算書の方では行っているということです。

○藤野委員 それが 21 年度は 204 億円が 205 億円という 1 億円の差だけれども、今年は 4 億円の差だったということですか。

○浅川管理課長 そういうことです。

○藤野委員 わかりました。

○岡田会長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 ちょっといいですか。固定資産評価は今の原価償却の中で、木材の中で差があると思いますが、国有林でないとできない、いわゆる国民に対する公共利用ですね。先ほど検討した実施状況の中に国民的な支援事業というのはかなりあると思いますが、これは国に評価できないですね。ですから、その部分も今度聞かせてもらって、これからのが国有林事業の中に反映していただきたい。

それと、削減していただくと我々民間事業体の経費を削減すると、治山事業でもしかりです。やはり地域の経済が狂ってしまいますので、何とかそういうとこをうまく利用して、国有林野事業の活性化をよろしくお願いします。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○岡田会長 ありがとうございました。

ただいま御質問あるいはお願い事というか、しっかりやれてということでいただきましたが、この特別会計の決算概要につきましては以上にさせていただきたいと思います。

それでは、3 番目はその他というふうに一応用意をいたしましたが、これについてはいかがでしょうか。もしなければ、本日の審議会を閉じさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、大変長い時間熱心な御審議をいただきましたありがとうございます。

次回の審議会につきましては、今の段階では 12 月の上旬の開催を予定しております。詳細につきましては別途事務局から御連絡ないしは予定の聴取があるかと思います。何とぞ御出席のほどよろしくお願いをいたします。

本日はありがとうございました。